

守谷市教育委員会定例会 令和7年8月

1 日 時 令和7年8月25日（月） 午後1時30分～

2 場 所 守谷市役所 全員協議会室

3 出席者 教育長 奈幡 正  
 教育長職務代理者 河原 健  
 教育委員 椎名 和良  
 教育委員 辺見 芳宏  
 教育委員 萩谷 直美

4 欠席者 なし

5 説明のための出席者

教育部長 小林 伸稔  
 教育部参事 直井 健治  
 次長兼生涯学習課長 福島 晶子  
 学校教育課長 藤沼 重信  
 教育指導課長 鈴木 優子  
 給食センター長 松井 貫太  
 中央図書館長 平塚 恭子  
 事務局員（学校教育課） 1名

6 傍聴人 なし

1	開会宣言	教育長	午後1時30分開会を宣言
2	会議録署名委員の指名	教育長	議事録署名人、河原委員を指名する。
3	議決事項	教育長	議案第47号「守谷市スクールバス運行業務プロポーザル審査委員会の設置及び運営に関する要綱の制定について」の説明を求める。
		学校教育課長	本案は、令和7年4月から運行を開始したスクールバスについて、令和8年度以降の受託事業者

<p>教育長</p>	<p>を決定するに当たり、プロポーザル方式を導入する予定であることから、プロポーザルで事業者から提出された企画提案書等の適正な審査を行うため、プロポーザル審査委員会の設置及び運営に関する要綱を制定するものです。</p> <p>令和7年度のスクールバス運行については、入札により、いわゆる価格競争で事業者を決定いたしました。</p> <p>しかしながら、実際に運行が始まり一定の期間が経過したことで、より安全で確実なバス運行を目指すには、必ずしも価格だけで事業者を決定するのではなく、運行スタッフの質や突発的な事案に対する対応力や柔軟性が不可欠であると判断したため、そういった面も含めまして、総合的な評価で事業者を決定できるようプロポーザル方式を導入することにいたしました。</p> <p>要綱の条文について、要点を絞って説明させていただきます。</p> <p>第2条では、審査委員会のメンバーを規定しておりますが、今回はバス事業者を選定することから、事業者、こちら恐らく民間企業になると思いますが、そちらの経営状態を確認、判断できるよう、専門家である中小企業診断士を委員にすることとしております。</p> <p>また、この中小企業診断士のみ外部の方であり、要綱第9条にて、謝礼として日額7,000円を支給することをうたっております。</p> <p>契約する相手方を選定するという趣旨から、第5条第5項におきましては、審査委員会の会議は非公開とすることにしております。</p> <p>議案第47号「守谷市スクールバス運行業務プロポーザル審査委員会の設置及び運営に関する要綱の制定について」採決を行う。</p> <p>全員賛成〔原案のとおり可決した〕</p>
------------	---

教育長	議案第48号「守谷市放課後子ども教室運営規則の一部を改正する規則について」説明を求める。
次長兼生涯学習課長	<p>本案は、今回改正いたします様式第1号と別様式で児童の健康状態などを記載する問診票の記載事項に、かかりつけの医院の欄など、重複する内容があり、それらを整理したため、また、今後電子申請受付を行うに当たり、緊急連絡先など、特に必要な情報を一目で見分けるように配置し、申込み内容の確認をよりスムーズに行えるようにするため、様式の一部を改正するものです。</p>
教育長	<p>議案第48号「守谷市放課後子ども教室運営規則の一部を改正する規則について」採決を行う。</p> <p>全員賛成〔原案のとおり可決した〕</p>
教育長	議案第49号「守谷市地域学校協働活動推進員の委嘱について」説明を求める。
次長兼生涯学習課長	<p>本案は、当該推進員から辞退の申し出があったことに伴いまして、後任者を委嘱するものです。</p> <p>委嘱期間は、令和7年9月1日から令和9年の3月31日までで、前任者の残任期間になります。</p> <p>なお、前任者、新任者ともに、所属は北守谷まちづくり協議会になります。</p>
教育長	<p>議案第49号「守谷市地域学校協働活動推進員の委嘱について」採決を行う。</p> <p>全員賛成〔原案のとおり可決した〕</p>
教育長	議案第50号「守谷市不登校対策検討委員会設置要綱の制定について」説明を求める。
教育指導課長	本案は、守谷市小中学校における今後の不登校

<p>椎名委員</p>	<p>支援に関して協議する機関といたしまして、守谷市不登校対策検討委員会を設置するため、規則を制定するものでございます。</p> <p>内容につきましては、次ページの要綱、設置目的、それから組織の内容、任期期間等を示してございます。</p> <p>こちらの内容で要綱を定め、規則を制定したいと考え提案いたしました。</p> <p>不登校は、原因は多種多様で、そのアプローチも多種多様だが、この検討委員会をつくって個々の子供を見ていった場合に、短期的な目標は、学校への登校というのは大事だと思う。</p> <p>支援センターのはばたきで見てきたことだが、あそこ来ると、長期的に、特別支援教育の目標の自立と社会参加に持っていかないと、登校までなかなか厳しい子供もいたのが事実である。</p> <p>その子供によって、目標をちょっとずつ変えていくという表現でいいか分からないが、練っていく、そうであってほしいなと思うのが一つ。</p> <p>また、不登校に関しては、子供が困っているのが事実だが、保護者が非常に困っているところがあって、不登校であることに対して、現状をそのまま把握すると、そういう専門の医師も親も、波風立たせたくないんで現状維持をしていくというのも結構ある。子供自身は成長しているが、見た目の、外に向かうみたいなことが見えないというのがジレンマであって、そういう難しさというのが付きまとうので、子供にとって何が一番いいのか、その見極めと、いろいろな人の目というのが必要になるので、多様な見方で会議を進めてもらえればいいと。</p> <p>どうしても保護者との関わりで、この不登校問題って大きく変わるので、不登校の原因の大半は、不登校と子供の関わりにあるんだろうとは思いますが、それに対して明記していないので、それは</p>
-------------	--

<p>教育指導課長</p>	<p>それでいいのかもしれないが、子供に目向けて、どう保護者や学校が有機的に関わっていったら子供にとって何がいいのか十分検討しなくちゃならない場所だなと思って。責任の重いことなので、本当に期待するところも非常に大きいですが、そのように見させていただいた。</p> <p>今の御指摘、椎名委員からありましたように、現在、本当に子供たち、多様な実態もありますし、それから保護者の教育的ニーズも多岐にわたっております。</p> <p>そんな中で、子供たちの適切かつ柔軟な学びの場の提供、それから学びの場の保障というところが、我々公教育に携わる者としては、その提供が不可欠だというふうに考えております。</p> <p>そこで、これから全国的に規模で見ますと、学びの多様化学校等も含めまして、子供たち、それから保護者が適切な場で学べる。学校だけではなく、学校と類した、そういった場所、それからもちろん子供たち、それから保護者にも適した場所を提供していくというところは、多角的にアプローチを先ほど御指摘があったように、考えていかなければならないと思っております。</p> <p>その前哨戦ではないですけれども、こちらの検討委員会では、そういった柔軟な場の設定といったところも鑑みながら適切な教育サービスを提供できるようにということで、検討委員会の委員も、我々教育委員会の者だけではなく、のびのび子育て課のセンター職員であるとか、あるいは児童相談室の職員であるとか、あとは、もちろん学校の学校長の先生方であるとか、多面的に問題にアプローチできるような、そういった構成員にしているというところがございますので、御指摘いただいた面をしっかりと協議ができるよう、会を進めていこうというふうに考えております。</p>
---------------	---

<p>辺見委員</p>	<p>とても組織の設置は大変素晴らしいことと思う。</p> <p>これを設置したという意味と、設置したことをどう次年度に生かすか、これは、諮問委員会の答申的なものを最終的に求めて、教育長に、教育委員会に上げていくのか、その辺の流れが一つどう行くのかなという、より有機的に動くためには、どうしたらいいのかなというのが一つ。</p> <p>今、多面的に不登校を把握できる、そうすると、医療的な就学指導委員会などに、医療的な側面の方とか、あとは、実際の現場のフリースペースを担当されている方の代表の方とか、そんな方も入ってもいいと思うし、そのフリースペースの方々には、委員から受けた、調査員じゃないんですけども、普段の情報を得て、それをこの検討委員会の場で話せばいいと思う。</p> <p>実際に委員の方々を見ると、なかなか直接、生の生徒と関わっている方は、そんなに多くはないと思う。</p>
<p>教育長</p>	<p>一つは、各学校をはじめ、委員会、それからセンター、それから、のびのび子育て課とか、今までそれぞれ対応してきた不登校対策をあえて今、検討委員会として設置する目的についての御質問。</p> <p>それともう一つは、特に辺見委員は、組織3条を御覧になっての御指摘かと思うんですけど、ドクターを含む専門員なんかの参加についての御質問ですが、指導課長、どうでしょうか。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>こちら、私ども、検討委員会の委員構成といったところで大事な視点かと思っておりますので、ここも含めて検討のほうを進めていきたいと思っております。</p> <p>ただ、やはり軸になるのは、我々教育委員会のこちらの担当者だと思っておりますので、学校の実態、それから子供たちの様子といったところを本当</p>

	<p>に吸収できるような、きちんと把握ができるような、そういった構成員というところは、これから検討していきたいというふうに思います。</p>
辺見委員	<p>フリースペースの担当の先生方が定期的集まる機会はあるのか。</p>
教育指導課長	<p>月に1度、定期的に定例会として、フリースペースの支援員、それからスクールソーシャルワーカー、定例会ということで行っております。</p>
辺見委員	<p>生の情報がこの検討委員会に上がって、そこで検討されて、次年度、その先に向けての不登校対策の方針なり、設置などができるのが一番いいと思う。</p>
教育長	<p>長くこの不登校支援に携わってくださっている椎名委員、辺見委員からのありがたい御助言でした。</p> <p>これまでの委員会の取組を振り返ったときに、学校は学校で対応している、委員会は担当課で対応している、センターはセンターで対応している、場合によっては、下の福祉課との連携も図っているという縦割り感がありました。</p> <p>今までの対応を横串刺すという意味合いもあるのと、さっき指導課長が少し御説明の中で申し上げましたけれど、今の守谷の教育資源の中で包摂しきれない子供たち、フリースペースこそできましたが、フリースペースにも行けないお子さんたち、もっと多様性とか可能性を持っている、あるいは特定の分野に興味関心を抱いている子供たちをどう包摂していくのかということを考えたときに、また新たな教育資源、具体的に申し上げれば、学びの多様化学校のような存在が必要かもしれない。</p> <p>その検討を始めるに当たって、改めて関係部</p>

	<p>局、特に福祉と教育が一体化して今後の方向性を考えたり現状を分析したりするという意味合いもあつての今回のこの検討委員会の立ち上げですので、逆に、お二人の委員さんからの御助言いただくことによって、この委員会の意義がまたさらに明確になりましたので、しっかり機能するように、そして実態をしっかりこの委員会が掌握し、それを分析し、その後の施策に反映できるような進め方をさせていただきたいなというふうに思ったところです。</p>
<p>河原委員</p>	<p>行政的に縦割りになりがちなところを、それで包括的にどういう方向性を持って守谷の教育委員会が進んでいくかということが明確になってきて、計画的に不登校対策が進められることは期待したいと思う。</p> <p>現実に関、不登校の子供、それぞれの子供たちへの対応ということでは、ぜひ個別の対応もしっかりやっけていただく必要があり、いろいろな方々、うがった見方をすると、例えば学級担任だったら担任だけが一生懸命やっけて、あるいはスクールソーシャルワーカー、その方が一生懸命やっけて、はばたきで一生懸命やっけているけれども、学校ではいま一つ、その子についてケアの手が行き届いていないというようなことがないように、一人一人の一つ一つのケースについて、特に難しいケースなどは、時々ケース検討会議みたいなのを開いて、みんなで知恵を合せてその子のケアに当たるような、そういう活動もしていただきたい。</p>
<p>教育長</p>	<p>議案第50号「守谷市不登校対策検討委員会設置要綱の制定について」採決を行う。</p> <p>全員賛成〔原案のとおり可決した〕</p>

<p>教育長</p>	<p>議案第51号から議案第55号の審議、協議に先立ちまして、会議の非公開についてお諮りしたいと思います。</p> <p>今日、傍聴はありませんけれども、議案第51号は、議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について、守谷市教育委員会委員の任命について、守谷市文化・地域交流スペースの設置及び管理に関する条例、またさらに、令和7年度守谷市一般会計補正予算（第2号）（教育委員会所管分）及び令和6年度歳入歳出決算認定、これは教育委員会所管分になりますが、こうしたものの審議、それから議案第52号から第55号につきましては、令和8年度の使用教科用図書の採択についてであります。公表前の情報に関する案件であり、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>教育長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、議案第51号から55号にかけて、これを非公開といたします。</p> <p>それでは、議案第51号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（守谷市教育委員会委員の任命について、守谷市文化・地域交流スペースの設置及び管理に関する条例、令和7年度守谷市一般会計補正予算（第2号）（教育委員会所管分）及び令和6年度歳入歳出決算認定（教育委員会所管分））について説明を求めます。</p>
<p>教育部長</p>	<p>（説明）</p>
<p>教育長</p>	<p>議案第51号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（守谷市教育委員会委員の任命について、守谷市文化・地域交流スペースの設置及び管理に関する条例、令和7年度守</p>

	<p>谷市一般会計補正予算（第2号）（教育委員会所管分）及び令和6年度歳入歳出決算認定（教育委員会所管分））について採決を行う。</p> <p style="text-align: center;">全員賛成〔原案のとおり可決した〕</p>
教育長	議案第52号「令和8年度使用小学校教科用図書の採択について」説明を求める。
教育指導課長	（議案第52号について説明）
教育長	議案第52号「令和8年度使用小学校教科用図書の採択について」採決を行う。
	全員賛成〔原案のとおり可決した〕
教育長	議案第53号「令和8年度使用中学校教科用図書の採択について」説明を求める。
教育指導課長	（議案第53号について説明）
教育長	議案第53号「令和8年度使用中学校教科用図書の採択について」採決を行う。
	全員賛成〔原案のとおり可決した〕
教育長	議案第54号「令和8年度使用小学校特別支援（知的障がい）教科用図書の採択について」説明を求める。
教育指導課長	（議案第54号について説明）
教育長	議案第54号「令和8年度使用小学校特別支援（知的障がい）教科用図書の採択について」採決を行う。

	<p>全員賛成〔原案のとおり可決した〕</p>
教育長	<p>議案第55号「令和8年度使用中学校特別支援学級（知的障がい）教科用図書の採択について」説明を求める。</p>
教育指導課長	<p>（議案第55号について説明）</p>
教育長	<p>議案第55号「令和8年度使用中学校特別支援学級（知的障がい）教科用図書の採択について」採決を行う。</p>
	<p>全員賛成〔原案のとおり可決した〕</p>
教育長	<p>報告第11号 損害賠償の決定及び和解について説明を求める。</p>
学校教育課長	<p>令和7年6月2日午前11時30分頃、守谷市立大井沢小学校敷地内の駐車場付近において、同校の学校用務員が除草作業を行っていた際、刈払機で飛散した小石が駐車場に止めてありました自動車の後部左側の窓ガラスを破損させてしまいました。</p> <p>当該自動車の所有者は、そちらにも記載がありますとおり、柏市在住の橋本亜樹氏になります。</p> <p>自動車の修理につきましては、全国市長会学校災害賠償補償保険対象事故として申請しまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、市長の専決処分により損害賠償額を決定いたしまして賠償金を支払い、令和7年7月15日に相手方と和解しております。</p> <p>損害賠償額ですが、そちらにも記載してございますとおり、26万8,510円で、こちらは修理費のほか、修理が完了するまでのレンタカー代等も含まれてございます。</p> <p>学校の用務員に対しては、年度当初にも飛び石</p>

	<p>対策等の指導を行っておりますが、今回の事故を受けまして、飛散による事故を防ぐため、まず一つ目、作業前に障害物や飛散物になり得るものはないか周囲を確認しまして、小石、空き缶等がある場合には、必ず作業前に片付けること。</p> <p>二つ目として、駐車場や道路、または住宅地と接するような部分、そういった飛散による影響が考えられる場所で刈払機を用いた除草作業を行う場合には、必ず防護ネット、こちらは各学校に御用意してございます。こちらを使用すること。防護ネットを用いない場合には、あとは用いても飛散を防げないような場合には、刈払機は使用しないこと。2点、こちら改めて各学校に周知いたしました。</p> <p>今後も定期的に注意喚起を行いながら、再発防止に努めてまいりたいと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>報告第12号「学校給食費に係る不納欠損の報告について」説明を求める。</p>
<p>給食センター長</p>	<p>守谷市債権管理条例第10条第1項に基づき、別紙資料のとおり債権を放棄し、不納欠損処分としました。</p> <p>資料の表を御覧いただきたいと思います。この表は、令和6年度決算報告書からの抜粋になります。一般会計、市税収入以外の滞納額の状況として掲載しております。不納欠損額12万4,773円は、滞納繰越分、過年度分で、平成30年度と令和元年度の学校給食費になります。</p> <p>対象者は、児童生徒数3名3世帯となります。</p> <p>債権放棄の理由としましては、債務者の生活が苦しく困窮するとしているためという理由となっております。</p> <p>ここで、事前に河原委員から頂戴しました意見について回答いたします。</p> <p>委員のおっしゃるとおり、例えば学校給食費の</p>

<p>河原委員</p>	<p>納付に滞りがある家庭については、定期的に学校や就学支援の担当部署と情報を共有し、支援を検討するなどが必要かと思えます。</p> <p>ただし、給食費の滞納といった情報をどの範囲まで共有すべきなのか、また、就学支援の制度については、保護者の皆様には周知しておりますので、あくまでも自発的な申請を待つべきなのか、慎重な対応が必要かと思っております。</p> <p>また、令和6年度から、学校給食費の公会計化が始まりまして、給食費の徴収管理業務を学校給食センターが担うことになりました。</p> <p>今回、初めての決算になりましたが、先ほどの資料の表を御覧いただきますと、収納率が現年分で99.32%でした。</p> <p>令和5年度は99.84%でしたので、約0.5%下がったこととなります。</p> <p>令和6年度の決算報告書には、皆様にもお配りしておりますけれども、学校給食費の収納率向上のため、納付書発送時に口座振替登録の推進を行いました。また、未納者には、督促状及び催告書の交付、電話催告、滞納整理、自宅訪問を行い、徴収率向上に努めました。</p> <p>他自治体においても、公会計化になると徴収率が下がる傾向にあり、学校徴収からセンターへの変更により、納付者、保護者との接点が薄れたことや、徴収業務に当たる人員減が要因と考えられます。少ない人員で徴収率を向上させる手法が課題であるというふうに記載させていただきました。</p> <p>口座振替につきましては、保護者の約95%に登録をいただいているところです。</p> <p>繰り返しになりますが、登録をいただいていない方には、納付書発送時に案内通知を同封しております。</p> <p>説明は大変よく分かった。</p>
-------------	---

それで結構だと思うし、保護者がきちんと口座を開かなかったりとか、それからルーズで口座に入金が滞りがちで、それほど生活には困窮していないのに、度々引き落とし不能になってしまうとか、そういう事例もあるということはよく分かっている。

ただ、やっぱり生活が困窮しているので給食費が滞りがちになるというお子さんは、恐らくそれ以外の学校に関わる納付金も滞りがちになってることだろうと思う。

そういう子供たちを支援する仕組みが就学援助の仕組みですので、個人情報はどうするかというのは、必ず役所的には問題になるけれども、学校側のほうも、学校の修学旅行費だとか、そういうのが積み立てになっているのか、最近では一括払いで業者直接払いとかというやり方も増えているように聞いているが、滞りがちなお金があつて、現実には生活に困窮しているけれども、就学援助の仕組みはPRしても、なかなか踏み切れなかったりとか、そういう御家庭もある。

昨年度までは十分収入があつて、就学援助の基準額以上の収入があつたのに、何らかの事情で収入が減ったために、前年度の収入で勘案すると、就学援助に該当しないというような事例も経験している。

そういった子供たちをしっかりと救って、修学旅行にも行けるように、学校の必要な備品や教材もちゃんと手当できるように、積極的に努めて、困っている家庭は就学援助の該当になるようにしてあげるべきだというふうに、基本的に考えてほしい。

また、学校だけじゃなくて、たまたま今、民生委員さんたちの変わる時期で、そちらの会議に教育委員を代表して出ているせいもあつて、かつては、民生委員さんが子供たちのそういった困窮する家庭に大変手厚く関わっていただいて、国庫補

	<p>助で全部、ほとんど賄われていた就学援助のときには、民生委員さんの判が必要だった市町村なんかもある、就学援助の認定のために。</p> <p>民生委員さんに家庭訪問していただいて、確かにこの方は困窮しているよという判をもらって、それが民生委員さん、今は高齢者の見守りだとか、そういった対応がメインになっていますけれども、主任児童委員さんは、子供たちのそういった不登校やあるいは生活困窮家庭のケアにも関わっていただける方たちのはず、制度的に。</p> <p>ぜひ学校も意識して、校長先生方に教えていただきたいと思っておりますけれども、運動会や卒業式に招待するだけじゃなくて、実際に子供たちや困窮している家庭だとか、そういったところに児童委員の皆さんには関わってもらったり、協力をいただいて、困窮している家庭には、きちんと就学援助が届くように努めていただけたらありがたい。</p> <p>教育長 以上で報告を終了いたします。</p> <p>では、次回定例会の日程ですけれども、9月の教育委員会の定例会は、9月25日木曜日、時刻は13時30分、場所は、ここではなく、この棟の1階、大会議室となります。</p> <p>では、以上をもちまして、本日の定例会の議事は全て終了いたしましたので、会議を終了いたします。大変にありがとうございました。</p>
--	---

会議録署名人	河原 健
--------	------